

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成23年8月1日 No. 719

労働基準情報

岩手

Aug

8

2011



『夜空の彩り』 写真：眞館弘治

「安全専一」から100年
未来へつなごう安全の心

〔目次〕

本部・盛岡支部事務所及び研修センターが完成	2
平成23年度定時評議員会を開催	3
平成23年夏期の節電対策に伴う 変形労働時間制の労使協定の変更、解約について	4・5
働く人の心の健康 vol.4	6
着任のごあいさつ	7
岩手労働局 人事異動	8
インフォメーション	9
講習会のお知らせ	10~11

本部・盛岡支部事務所及び 研修センターが完成



ごあいさつ

公益財団法人岩手労働基準協会
代表理事 三浦 宏

このたび、かねてより計画しておりました公益財団法人岩手労働基準協会本部・盛岡支部事務所及び研修センターが完成しましたことは大きな喜びであり、会員各位並びに関係機関各位のご支援のたまものと厚くお礼申し上げます。

当協会の公益事業であります「講習会事業」の一層の充実を図ることをめざして設置しました研修センターは、100人規模の技能講習が可能な研修室、屋内実技講習スペース、駐車場を備え、受講者の皆様の利便性の向上に寄与するものと確信いたしております。

当協会は本部・盛岡支部事務所及び研修センターの完成を契機に公益財団法人として相応しい事業の展開をさらにすすめてまいりますので、今後ともご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

◆業務開始日

盛岡支部 7月25日
本部 8月1日

◆建物仕様

鉄骨造、2階建て
延べ床面積 1,157㎡
1階 本部・盛岡支部事務所
2階 研修室・会議室
実技講習スペース

バスのご案内
盛岡東口バスのりば③よりご利用ください。
乗車時間約10分 料金200円

	7時	8時	9時	10時	11時	12時
盛岡駅東口③発	20 50	20 50	20 50	10 30 50	10 30 50	25 55
	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時	18 時
	25 55	25 55	10 30 50	10 30 50	10 30 50	10 30 50

	7時	8時	9時	10時	11時	12時
イオン盛岡南発	5 35	5 35	5 35	10 30 50	10 30 50	10 40
	13 時	14 時	15 時	16 時	17 時	18 時
	10 40	10 40	10 30 50	10 30 50	10 30 50	10 30 50

◆所在地

〒020-0852
盛岡市飯岡新田1地割36-12
電話 本部 019-681-9911
盛岡支部 019-681-1076
FAX 共通 019-681-1018

◆アクセス

- ①盛岡駅から岩手県交通「イオン盛岡南」行（所要時間10分）
「イオン盛岡南バス停」下車、徒歩7分
- ②タクシー 盛岡駅から約1,500円
- ③盛岡南ICから約5km
盛岡ICから 約8km

平成23年度定時評議員会を開催



平成23年度定時評議員会が6月22日、ホテル東日本において、評議員15名中、10名の評議員と会長、専務理事、監事1名が出席し開催されました。

評議員会においては、5月27日に開催された理事会において承認された

- ①「東日本大震災への対応について」
- ②「平成22年度事業報告」
- ③「平成23年度補正事業計画」
- ④「平成23年度補正予算」

について報告され、評議員全員の了承がありました。

その後、公益財団法人設立後の平成22年12月1日から平成23年3月31日の間の「平成22年度決算報告」が審議され、原案どおり評議員全員により承認されました。

(貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録は岩手労働基準協会ホームページで公開しています)

続いて、辞任により欠員になっている理事1名、監事2名の選任が行われ、候補者3名は各々出席評議員の全員が賛成し、選任されました。

退任した理事

相良 安廣

(大船渡支部長。前太平洋セメント(株)大船渡工場長)

新たに選任された理事

安藤 國弘

(大船渡支部長。太平洋セメント(株)大船渡工場長)

退任した監事

軽石 義則

(前東北電労岩手県本部委員長)

横澤 英信

(前東北銀行(株)人事部長)

新たに選任された監事

千葉 伸行

(東北電労岩手県本部委員長)

菅原 義之

(東北銀行(株)人事部長)



—— 産業安全運動100年記念 —— 第70回 全国産業安全衛生大会

総合集会 記念シンポジウム
『安全文化』は構築できるか
～企業の危機管理のあり方を考える～

シンポジスト



作家
柳田 邦男



工学院大学
グローバルエンジニ
アリング学教授
畑村 洋太郎



立教大学
現代心理学部
心理学科教授
芳賀 繁

コーディネーター



労働評論家
元読売新聞論説委員
久谷 與四郎

期日 10月12日(水)

会場 東京国際フォーラム

同時開催

産業安全運動100年記念展示 ～産業安全100年を振り返る～

緑十字展2011 in 東京 ～働く人の安心づくりフェア～

期日 10月12日(水)～14日(金)

会場 東京国際フォーラム

平成23年夏期の節電対策に伴う 変形労働時間制の労使協定の 変更、解約について

～現在、変形労働時間制を活用されている事業場の皆様へ～

- 労働基準法第32条の4の変形労働時間制（以下「変形労働時間制」といいます。）は、業務の繁閑に計画的に対応するための制度です。このため、労使の合意があっても、対象期間の途中で、あらかじめ定められた労働日や労働時間を変更したり、労使協定を解約することはできません。
- しかし、東日本大震災の影響により、平成23年7月から9月の間、東北電力の管内で大幅な電力の需要抑制が求められることに伴い、7月から9月までの期間を対象期間に含む変形労働時間制を実施している事業場で、当初の計画通り変形労働時間制を実施することが著しく困難となる場合も想定されます。
- このため、そのような場合に限っては、変形労働時間制の途中で労働日や労働時間の変更や、労使協定の解約も可能と解されます。

労使協定の変更とは？解約とは？

- 労使協定の変更とは、現在、締結されている労使協定で定められている将来の労働日や労働日ごとの労働時間などを変更することです。変更前の期間を含めて対象期間全体で所定労働時間を1週間当たり40時間以下にする必要があります。
(例：当初の計画では土日を休日としていたが、夏期は平日を休日にする、夏期の労働日数や労働時間を秋以降に変更する等)
- 労使協定の解約とは、現在、締結されている労使協定を解約し、将来に向かってその効力を失わせることです。解約までの期間に1週間当たり40時間を超えて働かせていた場合には、就業規則等を変更し、その超えて働かせていた時間に対しては割増賃金を支払う（賃金の清算）など労使協定の解約が労働者の不利になることのないよう留意が必要です。

労使協定の変更や解約が可能な事業場

労使協定の変更や解約は、今般の節電対策の実施に伴う特例として認められるものですので、対象と

なり得るのは次の①及び②に該当する事業場です。

- ①平成23年7月から9月までの期間を対象期間に含む変形労働時間制を実施している事業場
- ②東北電力の管内において電力需要抑制が求められることに伴い、当初の計画どおり変形労働時間制を実施することが著しく困難になったため、以下のいずれかの対応をする事業場（※）

- (1) 7月から9月までの期間における労働日数や労働時間数を変えず、労働日や労働時間の配分を変更すること
(例：当初の計画では土日を休日としていたが、夏期は平日を休日にする、平日の所定労働時間を減らし、その分、もともと出勤日である土曜日の労働時間を増やす等)
- (2) 7月から9月までの期間における労働日数や総労働時間を当初の計画から減少させること
(例：7月から9月までの生産活動を減少させ、減少した労働分を秋以降に振り替える等)
- (3) 東北電力の管内の事業場の生産活動の減少等を補うため、7月から9月までの期間における労働日数や総労働時間を当初の計画から増加させること
(例：東北電力管内の事業場の生産活動の減少を補うため、電力需要抑制の求められない地域の事業場で、秋以降に予定していた労働分を7月から9月に振り替える等)
- (4) 上記以外の場合であって、東北電力の管内の事業場における節電対策の実施の影響により、7月から9月までの期間以外の期間における労働日数や総労働時間等を当初の計画から変更すること
(例：東北電力の管内の事業場から供給される原材料や部品の減少による影響が10月以降に出るため、7月から9月の労働時間等は変更せず、10月以降の労働時間等を変更する等)

※当初の計画通り変形労働時間制を実施することが著しく困難になったため、上記(1)から(4)のいずれかの対応をする事業場であることについて、別紙の書面を労働基準監督署に提出していただくことが必要です。

なお、本年7月から9月までの期間における労働日等の変更を行う(1)から(3)の対応が通常ですので、(4)の対応を行う場合は、当初の計画どおり変形労働時間制を実施することが著しく困難となり、7月から9月以外の期間のみの労働日数等を変更しなければならない理由をより具体的に記載していただく必要があります。

労使協定の変更の場合の手続等

- まずは、事業場の労使でよく話し合ってください、労使協定の変更について、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者（以下「過半数労働組合等」といいます。）との書面による協定を締結していただく必要があります。
- 次に、変更後の労使協定を労働基準法施行規則で定める様式（協定届）によって、労働基準監督署に届け出る必要があります。今回の労使協定の変更は、特例として認められるものですので、様式（協定届）に追記する事項がありますので監督署にお問い合わせ下さい。
- 協定届の労働基準監督署への提出に併せて、当該事業場が今般の特例の対象となり得る事業場であることについて別紙に記入し、添付してください。
- なお、労使協定の変更により、対象労働者の範囲が変更され、対象期間の途中から、変形労働時間制の対象となり、又は対象から外れたことにより、変形労働時間制が適用される期間がその対象期間よりも短くなる労働者については、法第32条の4の2により賃金の清算を行う必要が生じる場合があります。

労使協定の解約の場合の手続等

- まずは、事業場の労使でよく話し合ってください、労使協定の解約について、過半数労働組合等と合意をしていただく必要があります。その合意については書面にしておくことが適当です。
- 労使協定の解約までの期間を平均して、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合には、就業規則等を変更し、その超えた時間について割増賃金を支払う（賃金の清算）など、労使協定の解約が労働者にとって不利になることのないよう留意する必要があります。

※なお、解約までの期間の実際の週平均労働時間が、解約された変形労働時間制の対象期間全体における週平均の所定労働時間を下回っていた場合に、その下回った時間数に応じて賃金を差し引くことは認められません。
- 解約までの期間における所定労働時間が1週間当たり40時間を超える場合には、長時間労働抑制の観点から、その超えた時間についても時間外労働に相当するものと計算して、解約までの期間における時間外労働、解約後の期間における実際の時間外労働との合計が、「限度基準告示（労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準）」（平成10年労働省告示第154号）

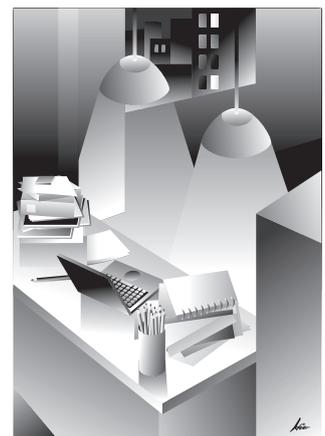
に定める限度時間を超えることのないよう配慮することが必要です。

- 労使協定を解約し、新たに労使協定を締結する場合は、労使協定に、再度、節電対策のために協定を解約する際の清算に関する規定を盛り込むとともに、就業規則等を変更してください。
- 労使協定を解約し、新たに労使協定を締結した場合は、その新たな労使協定を労働基準法施行規則で定める様式（協定届）によって、労働基準監督署に届け出る必要があります。今回の労使協定の解約と新たな労使協定の締結は、特例として認められるものですので、様式（協定届）に追記する事項がありますので、監督署にお問い合わせ下さい。
- 協定届の労働基準監督署への提出に併せて、当該事業場が今般の特例の対象となり得る事業場であることについて別紙に記入し、添付してください。
- なお、上記のとおり、労使協定の解約については、解約前の期間の労働について、就業規則等を変更し、清算を行うなど労使協定の解約が労働者にとって不利になることのないよう留意する必要があります。労働者に不利益が生じることを回避する観点から、可能な限り労使協定の変更で対応することが望ましいものです。

その他

- 労使協定の変更や解約により、就業規則の変更や、時間外・休日労働協定（36協定）の締結又は再締結が必要となる場合があります。労使協定の変更や解約を行う場合には、就業規則や36協定の変更等の要否を確認し、変更等が必要な場合は、就業規則の変更等を行うとともに、変更後の就業規則や締結又は再締結した36協定を労働基準監督署に届け出てください。

ご不明な点は、都道府県労働局又は労働基準監督署にご相談ください。



働く人の
心の健康

Vol.4

今松メンタルヘルスケア事務所

今松 明子

メンタルヘルス活動の進め方

2006年に労働者の心の健康の保持増進のための指針が厚生労働省から出されています。最初に従業員のメンタルヘルスに関する方針を企業トップが表明し、それに基づき心の健康づくりのための計画を策定し、メンタルヘルス推進担当者を決め、役割や連携を明確にして、活動を進めていくというモデルが示されています。進め方のガイドラインを俗に4つのケアという言い方をします。

一次ケアとして従業員自身がストレスに気づき、ストレスの対処や自発的な相談ができるようにセルフケアの推進です。セルフチェックやストレスへの気づきと対処方法などの教育研修の実施、気軽に自発的に相談できる体制整備が重要な活動の要素です。

二次ケアは管理監督者による活動、ラインケアです。ラインケアは組織としてのメンタルヘルスケアを考えると最も重要な活動です。管理監督者は部下に対するマネジメントの一つ、ルーチン業務の一つとして、部下のメンタルヘルスに気を配る必要があるのです。そのために部下と直接的なコミュニケーションをできるだけ多く取り、部下の表情や態度、仕事の成果、労働時間など、いつもと違う様子はないかなど、常に気をつけておくことが重要ですね。

具体的な役割は①職場における具体的なストレス要因を把握し、その改善を図ること、②部下からの自発的な相談に応じること、③「いつもと違う」部下の把握と対応、④休職していた部下の職場復帰への支援などです。

管理監督者はメンタル疾患に関する基礎知識、ストレスケアの方法、心の健康を損なった部下への対処等を知識として身につけ、いつもと違う部下に気づき、声かけや話を聞くための傾聴スキルを習得したいものです。常に仕事の指示を出す時などのように一方的に話すだけではなく、ある場面では部下の話を否定や批判をせずに、肯定的に聞くことも心がけてほしいものです。『きちんと話を聞いてくれた』『わかってくれた』そんな経験の積み重ねが信頼を作っていきます。叱咤激励だけでは部下の状況把握

は難しく、メンタル的な問題を抱えていれば悪化させることにもつながりかねません。

三次ケアは事業所内保健スタッフによるケアです。産業医や看護師、衛生管理者などによるラインのケアの支援や啓発活動の実施、あるいは不調者のカウンセリング等の役割を持ちます。

四次ケアは事業場外資源によるケアです。これは社内で対処が難しいものについては外部の専門機関から直接的なサービスの提供を受けましょうというものです。メンタルヘルス対策支援センターやその他専門機関とのネットワーク構築などがのぞまれることになります。

活動に関する視点

前記のように組織だった活動は効果があることがわかっても、現実的には物理的に不可能というところも、目先の利益優先で未着手のところも、メンタルの問題が起きていないからいいやと安全配慮義務への消極的対応のところもあるかもしれません。あるいはメンタルヘルス不調になる人間は弱い人間だとか、従業員を甘やかすことになるのではないかなどと誤解をしている方もいらっしゃるかもしれません。メンタルヘルス活動は従業員が継続して意欲的に行動し、組織への帰属心と自尊心を高め、その生産性に直結するものです。また、企業の社会的責任を果たす活動であることや企業を守る取り組みであることを再確認してください。

活動は決してガイドライン通りの形に行わなければならないものではありません。無理なくできるところから始めて行けばいいのです。そんな視点も持って頂きたいと思います。

前号Aの答え：①, ①, ②, ①

B どっちかな？

睡眠がうまく取れない日が長く続いていたら

- ① 専門医に相談する
- ② 日中活動量を増やして疲れて寝れるようにする

気分沈鬱状態が続いたら

- ① 気分転換のために一層頑張る
- ② 専門担当者に相談してみる

うつ病になりやすい人は

- ① まじめで責任感がある
- ② ずぼらなところがある

着任のご挨拶



宮古労働基準監督署
署長

高橋 友行

7月1日付けをもって宮古労働基準監督署長に着任しました高橋でございます。宮古署は平成5年度から平成7年度に勤務しており2度目の勤務となります。

3月11日の東日本大震災の発生により、会員の皆様をはじめ、多くの事業場が被災され、甚大な人的・物的な被害を被り、宮古署管内の情勢は大きく変化しております。この度の東日本大震災により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。

宮古署管内においては、被災地域の復旧・復興が最優先課題ですが、法定労働条件の確保・改善、労働災害防止、労災補償の各対策の推進はもちろんのこと、東日本大震災に伴う未払賃金立替払の利用促進・迅速支払、復旧・復興工事の安全衛生対策の促進、労災保険給付の請求促進・迅速給付に取り組むことしております。

岩手労働基準協会の会員の皆様には、前任者同様、よろしくご支援を賜りますようお願い申し上げます。



釜石労働基準監督署
署長

村井 雄亮

7月1日付けで、釜石労働基準監督署長に着任しました村井と申します。二戸署以来、4年3か月ぶりの監督署勤務となります。

釜石署は、3月11日の震災による津波で庁舎が使用不能となりました。現在は、仮庁舎で業務を行っておりますが、業務中に津波に被災した方々への労災補償や未払賃金立替払制度の運用などの対応、がれき撤去など復旧・復興に向けての作業における労働災害防止などの課題に対して、岩手労働局、内陸署、他県の労働局の方々の応援を受けながら、これらの業務に取り組んでおります。

震災に被災された方々が、一日も早く、通常の生活に戻れますよう全力をあげてこれらの業務に取り組む所存でございますので、会員の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



一関労働基準監督署
署長

内藤 淳一

7月1日付けで一関労働基準監督署長を拝命しました内藤と申します。前任地は宮古労働基準監督署でした。震災で当署からも沿岸署へ応援を派遣してまいりました。少ない職員ですが、一関署管内の事業場の法定労働条件の確保、健康と安全の確保、労災保険の迅速、適切な処理を目指してまいりたいと考えています。

岩手労働基準協会会員の皆様には、前任者同様、よろしくご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



花巻労働基準監督署
署長

安倍 賢

7月1日付けで花巻労働基準監督署長に着任しました安倍です。

当署の勤務は2度目になります。着任する前は、岩手労働局で、震災後全国から応援に来る職員の受け入れの窓口等をしていました。震災では、原発事故のことも含め、改めて安全管理（事前予防）と危機管理（事後措置）の重要性が問われたものと思います。職員一丸となって、労働条件の履行確保・改善、労働災害防止、労災保険適正給付等の諸施策を推し進めて参りますので、会員の皆様には、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



二戸労働基準監督署
署長

野島 信雄

東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

この度、7月1日付けで二戸労働基準監督署長を拝命いたしました野島と申します。

石川労働局七尾労働基準監督署から赴任して参りました。

今後ともよろしくお願い申し上げます。

前任地も平成19年3月25日に発生した能登半島沖地震により被災しましたが、規模では今回の東日本大震災には及びもつきません。

ただ、経験上被災地においては今後とも、メンタル面でのケアは継続して実施される必要が有り、また、復興が本格的に始まれば、労働災害の発生確率は確実に高まります。

元より微力ではありますが、心を新たに署職員一丸となりまして、管内の労働者の皆様の労働災害防止、健康と労働条件の確保・改善、労災保険の適正運用に努めてまいりたいと存じますので、前任者同様、会員皆様のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



岩手労働局 人事異動

労働局（平成23年7月1日付け）

	新官職	氏名	旧官職
総務部	総務課 課長	池田 大祐	本省労災管理課管理係長
	課長補佐	高橋 清道	局徴収室室長補佐
	会計第三係長	工藤 正則	花巻署補償係長
	会計主任	原田 稔	二戸署労働基準監督官
	企画室 室長補佐	小川 繁利	局健康安全課長補佐
	労働保険徴収室 室長	平野 雅義	局賃金室長
	室長補佐	鈴木 千春	局労災補償課労災監察官
	適用指導官	小野寺和幸	大船渡署労災・安衛課長
	給付調査官	唐崎 勝	局企画室企画係長
	適用第二係長	八重樫 修	局徴収室適用主任
労働基準部	監督課 監察監督官 労働時間設定改善指導官	澤田 秀幸 八重樫祐一	釜石署長 盛岡署第一方面主任
	賃金室 室長	小田 昭信	二戸署長
	健康安全課 課長	松本 秀二	花巻署長
	主任安全専門官	佐藤 一夫	局労災補償課労災審査官
	労働衛生専門官	和野内利幸	花巻署安全衛生課長
	労災補償課 課長	永山 智照	局企画室長
	労災保険審査官	藤本 行男	局労災補償課管理調整官
	労災補償監察官	松田 有司	局健康安全課安全専門官
	均雇等室用 雇用均等室 室長	本間 玲子	青森局雇用均等室長

労働基準監督署（平成23年7月1日付け）

新官職	氏名	旧官職
盛岡署 次長	平松 正俊	局監督課労働時間設定指導官
第一方面主任	兼平 寛	盛岡署安全衛生課長
安全衛生課長	若月 敏幸	局徴収室適用第二係長
宮古署 署長	高橋 友行	局監督課監察監督官
監督課長	飯野 洋司	花巻署労働基準監督官
釜石署 署長	村井 雄亮	産業保健推進センター副所長
補償係長	照井 洋一	宮古署補償係長
花巻署 署長	安倍 賢	局総務課人事計画官
安全衛生課長	渡辺 幸輝	一関署監督課長
安全専門官	千田 智勝	盛岡署安全専門官
補償係長	平沢 知之	一関署補償係長
一関署 署長	内藤 淳一	宮古署長
監督課長	下村 健治	宮古署監督課長
二戸署 署長	野島 信雄	石川局七尾署長
大船渡署 労災・安衛課長	高橋 恭一	局総務課会計第三係長

出向者（平成23年7月1日付け）

東京局へ	佐藤 範雄	一関署長
山形局監督課長	佐藤 寿幸	局健康安全課長
青森局雇用均等室長	鈴木千賀子	雇用均等室長
厚生労働省へ	宮本 靖大	宮古署労働基準監督官
産業保健推進センター	川上 明	盛岡署次長

産業安全運動100年記念

11 岩手県産業安全衛生大会

10月4日(火)13時30分

岩手教育会館大ホール

記念式典 事例発表

特別講演 谷川真理さん（マラソンランナー）





インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

6月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)いわて愛隣会	矢巾町
宮古	(株)サンマッシュ田野畑	田野畑村
花巻	佐藤興業	奥州市

支部名	事業所名	所在地
二戸	(有)田村牧場	久慈市
二戸	(有)十文字商事	二戸市

●作業主任者技能講習のご案内

下記の作業主任者技能講習を当協会研修センター（盛岡市）で開催いたします。

有機溶剤作業主任者 9月28日・29日

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ①9月14日、15日、16日
②9月14日、15日、17日

詳細につきましては、本誌10頁又はHPをご覧ください。

●安全管理者選任時研修のご案内

一定の業種（林業・建設業・運輸業・製造業・清掃業・旅館業等）の常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、次に該当する者で、且つ、安全管理者選任時研修修了者から安全管理者を選任することになっています。

- ①理系大卒＋2年以上産業安全の実務
- ②大卒＋4年以上産業安全の実務
- ③理系高卒＋4年以上産業安全の実務
- ④高卒＋6年以上産業安全の実務
- ⑤7年以上産業安全の実務

当協会では、この研修を9月8日（木）・9日（金）に当協会研修センターで開催いたします。

詳細につきましては、本誌11頁及びHPをご覧ください。

死亡災害速報（6月）

■一関署 建設業（その他の土木工事業） 6月15日(水) 女(59) 崩壊・倒壊

東日本大震災により一部倒壊した擁壁（石垣上にコンクリートブロックを積み上げたもの）の補強工事現場において、擁壁の根元から約0.6メートル離れた床堀箇所にはいた被災者が、倒れてきた石垣及び土砂の下敷きとなったもの。

■花巻署 建設業（その他の建築工事業） 6月30日(木) 男(68) 切れ・こすれ

東日本大震災で損傷を受けた個人住宅の味噌樽保管小屋の解体工事中、小屋内でチェーンソーを用い梁を切断していたところ、西側の土壁が倒れてきたはずみで、持っていたチェーンソーが頭部に当たった。

講習会のお知らせ 23年10月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技 能 講 習 等	有機溶剤作業主任者技能講習	9/28(水)~29(木)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,680
	プレス作業主任者技能講習	8/8(月)~9(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	9,450	1,470
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	9/14(水)~16(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部	15,225 (一部免除者) 13,125	2,310
		9/14(水)~15(木)・20(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	本部		
	玉掛け技能講習	8/8(月)~10(水)	久慈工業高等学校	30	二戸支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		8/17(水)~19(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		8/17(水)~18(木)・20(土)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		8/25(木)~27(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/25(木)~26(金)・28(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		9/5(月)~7(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		9/5(月)~6(火)・8(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		9/6(火)~8(木)	大船渡市内(未定・お問い合わせ下さい)	30	大船渡支部		
		9/13(火)~15(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		10/3(月)~5(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
	10/3(月)~4(火)・6(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	8/23(火)~26(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	28,350	1,575
		8/23(火)・29(月)~31(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		9/22(木)~25(日)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		9/26(月)~29(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		9/27(火)~30(金)	大船渡市内(未定・お問い合わせ下さい)	30	大船渡支部		
10/11(火)~14(金)		岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
10/11(火)・17(月)~19(水)		岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
10/11(火)~14(金)		基準協会宮古支部他	30	宮古支部			
10/17(月)~20(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部				
フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	8/23(火)・27(土)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	11,550	1,575	
小型移動式クレーン運転技能講習	8/4(木)~6(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500	
	8/4(木)~5(金)・7(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部			
	8/23(火)~25(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部			
	8/29(月)~31(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
	9/5(月)~7(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	9/5(月)~6(火)・8(木)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部			
	10/11(火)~13(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部			
ガス溶接技能講習	8/3(水)~4(木)	久慈市文化会館他	40	二戸支部	9,450	840	
	8/4(木)~5(金)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部			

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	ガス溶接技能講習	10/14(金)～15(土)	花巻市技術振興会館他	60	花巻支部	9,450	840
		10/25(火)～26(水)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
	安全衛生推進者養成講習	8/4(木)～5(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,400	1,260
特別教育	アーク溶接特別教育	8/29(月)～30(火)	二戸職業訓練協会	40	二戸支部	8,400	1,050
		9/9(金)～10(土)	北上製紙(株)	40	一関支部	9,450	
		9/26(月)～27(火)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	クレーン運転業務特別教育	9/22(木)～23(金)	花巻高等職業訓練校他	60	花巻支部	8,400	1,500
		10/7(金)～8(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部	9,450	
	教育講習	小型車両系建設機械運転業務特別教育	9/2(金)～3(土)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	12,900
9/21(水)～9/22(木)			岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部	13,950	
10/21(金)～22(土)			花巻市交流会館他	20	花巻支部		
研削といしの取替え等の業務特別教育		9/2(金)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部	5,250	1,050
		9/8(木)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300	
		10/29(土)	北上製紙(株)	40	一関支部		
石綿使用建築物等解体の業務特別教育		10/6(木)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	4,200 5,250	800
その他	職長教育	10/18(火)～19(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,550 12,600	840
	職長・安全衛生責任者教育	8/10(水)～11(木)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	1,470
	衛生担当者研修会	9/13(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	安全管理者選任時研修	9/8(木)～9(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	1,260
	第1種衛生管理者試験準備講習	10/13(木)～14(金)及び 10/20(木)～21(金) の4日間	岩手労働基準協会研修センター	100	本部	12,600 14,700	6,300

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
大船渡支部			ofunato@iwateroukikyo.com

釜石支部・大船渡支部仮事務所 〒026-0041 釜石市上中島町3-2-12 新日鉄健康センター2F

クイズプレゼント

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」では、4つのケアという言い方をします。一次ケアは従業員自身、三次ケアは事業所内保健スタッフ、四次ケアは事業場外資源によるケアをいいますが、二次ケアは誰によるケアでしょうか。

- ① 同僚
- ② 管理監督者
- ③ 安全管理者

ヒント 本誌6ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成23年8月25日(木) 消印有効
- 宛先 ㊚020-0022 盛岡市大通一丁目1-16
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て
FAX 019-623-6424
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 7月号の正解 ①

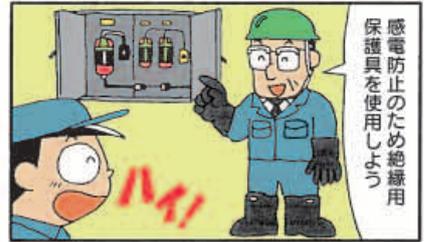
川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

常識の尺度が違う年齢差

社会一般に通用するのが常識と言われるものですが、このごろは世代間で尺度が違っているようです。こちらの言いたいことがなかなか通じなくなりました。

(川柳原生林5月号〈杜若〉浅沼よし子作品より)



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

編集後記

人間は異なる環境の中で、次第になれてその環境に適応した状態になり、これを「順化」というこのこと。アスリートが高地トレーニングを行うのはこの「順化」を利用しているものである。暑さにも同じことで「順化」には7日間くらい必要といわれており、梅雨明け時期に熱中症の発生が多いのは「順化」が進んでいないためである。環境から離れると4日後には「順化」の喪失が始まるという。

夏休み、お盆休みと休暇が続いた後は「順化」が喪失している可能性があり注意が必要である。

まだまだ暑い夏が続く。水分と塩分の補給をこまめに行い、熱中症の予防に努めていただきたい。

(YN)

岩手の死亡災害(6月末)

製造業	1	(2)
鉱業	0	(0)
建設業	5	(0)
運輸業	1	(1)
林業	0	(3)
商業	1	(0)
その他	0	(3)
累計	8	(9)

()内は前年同期

(注) 震災に伴うものは含んでいません。

発行 平成23年8月1日
定価 1部 100円
{ 会員事業所の購読料
は年会費に含む }

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市飯岡新田1地割36-12
㊚020-0852/㊚019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 中村靖夫